

設工認対象機器・設備の設工認申請書への記載分類グレードの考え方について

1. 考え方

設工認対象設備について、重要度および類型化を鑑みて設工認申請書への記載分類グレードを設定し、設定したグレード分類毎に設工認申請書に記載する。

2. グレード分けの手順及び考え方

次のとおり分類する。(具体的にはフロー図のとおり。)

(1) グレード①

「設工認対象設備整理表」により明確になった設工認対象設備について、条件「基本的安全機能を確保する上で必要な機器・設備又は耐震S(B(SS)含む)クラスの機器・設備」に当てはまる機器・設備である場合は、グレード①に分類する。

(2) グレード②

グレード①の対象外となった機器・設備に対して、条件「機器・設備を設置することで技術基準規則、事業許可基準規則の要求を満たす機器・設備」に当てはまる機器・設備である場合は、グレード②に分類する。

(3) グレード③

グレード①及び②に該当しない場合は、グレード③に分類する。

3. グレード分類について

機器・設備の分類を次の表のとおり分類する。

表1 設工認対象機器・設備の分類グレード

機器・設備分類	記載の程度	検査関係	備考
グレード①	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針 設計仕様(要目表) 【具体的な機器・設備名単位で主要な仕様を全て記載】 添付書類 【計算書, 計算結果も記載】 	<ul style="list-style-type: none"> 使用前事業者検査 基本設計方針検査 (使用前事業者検査として実施していない事項について実施) 	
グレード②	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針 基本仕様 【具体的な機器・設備名単位で主要な仕様の内, 基本設計方針や添付書類の記載内容に関する項目のみを記載】 添付書類 (計算書, 計算結果は記載しない) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針検査 	
グレード③	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針 基本仕様 【具体的な機器・設備名は記載せず, 系統名や設備単位で主要な仕様の内, 基本設計方針や添付書類の記載内容に関する項目のみを記載】 添付書類 (計算書, 計算結果は記載しない) 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針検査 	

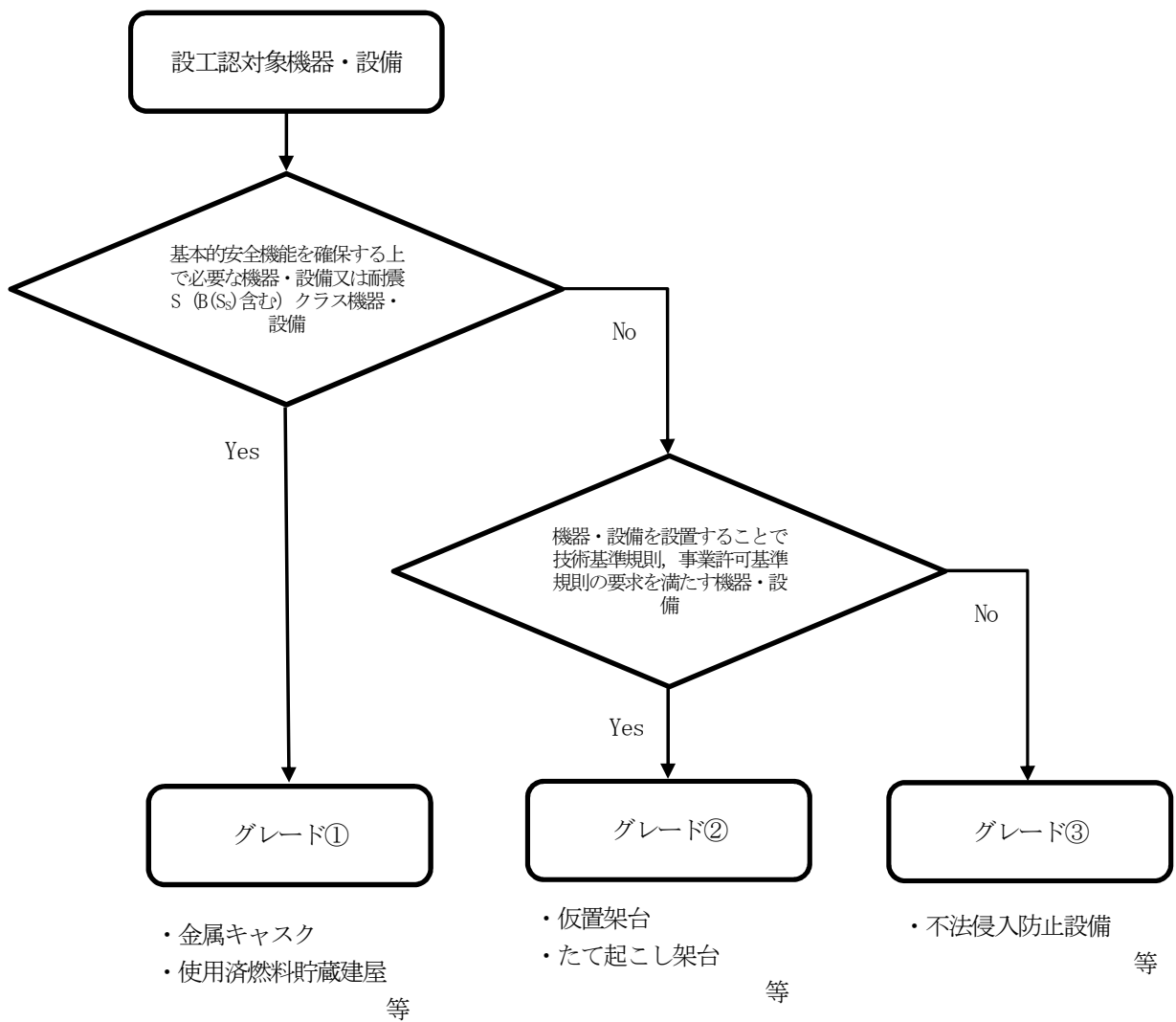


図. グレード分けフロー